

練馬区子ども読書活動推進会議の概要

1 子ども読書活動推進法

正式名称：子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的とした法律

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 子ども読書活動推進計画

子ども読書活動推進法（第8条・第9条）では、

国 「子ども読書活動推進基本計画」を策定しなければならない。

都道府県 「都道府県子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならない。

区市町村 「市町村子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならない。

3 練馬区子ども読書活動推進計画

練馬区では令和7年3月に第五次計画を策定

「練馬区子ども読書活動推進計画(平成16年度～20年度)」

「練馬区子ども読書活動推進計画(第二次)(平成21年度～25年度)」

※平成26年3月に第二次計画の計画期間を1年間延長した

「練馬区子ども読書活動推進計画(第二次)(改訂版)」

「練馬区子ども読書活動推進計画(第三次)(平成27年度～31年度)」

「第四次練馬区子ども読書活動推進計画(令和2年度～6年度)」

「練馬区子ども読書活動推進計画(第五次)(令和7年度～11年度)」

4 練馬区子ども読書活動推進会議スケジュール（案）

会議開催	開催時期	会議概要
第一回	令和7年11月	13期委嘱式
第二回	令和8年2月頃	第五次計画の推進について
第三回	令和8年7月頃	7年度実績報告
第四回	令和8年11月頃	第五次計画の推進について
第五回	令和9年2月頃	第五次計画の推進について
第六回	令和9年7月頃	8年度実績報告

5 子ども読書活動の推進体制

練馬区子ども読書活動推進会議

■根拠

練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱(平成16年8月3日付練教光図発第97号)

■構成

学識経験者、子ども読書活動推進団体関係者、図書館関係民間団体関係者、区内幼稚園関係者、区内小中学校関係者、区内特別支援学校関係者、公募区民

■所掌事項

- ・推進計画の実施に係る進捗状況の検証
- ・推進計画の策定についての提言
- ・関係機関・団体の連携および協力
- ・その他

■任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない

■座長および副座長

委員の互選により定める

提言書の提出



推進計画の
策定・報告

練馬区教育委員会

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会

■根拠

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱（平成15年6月21日付練教光図発第68号）

■構成

教育振興部長、光が丘図書館長他

■所掌事項

計画の策定、計画案の作成、その他

検討



報告

作業部会

■所掌事項

委員会の所掌事項に関する調査研究